

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八王子市 地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く) 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成27年4月27日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>八王子市では、地方税に関する賦課徴収に関する事務として、以下の「市民税・都民税(以下、「住民税」という。)関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。(別添1を参照)</p> <p>1. 住民税関係事務 ①申告書等の課税資料に基づく課税計算 ②住民税の課税に関する事務 ③住民税の徴収に関する事務</p> <p>2. 固定資産税(都市計画税及び特別土地保有税を含む)関係事務 ①土地、家屋及び償却資産の調査 ②土地、家屋及び償却資産の評価 ③固定資産税課税に関する事務 ④固定資産税の徴収に関する事務</p> <p>3. 軽自動車税関係事務 ①軽自動車税の課税に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務</p> <p>4. 収納管理関係事務 ①収納及び課税の状況による収納管理事務 ②滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務</p> <p>5. 証明発行関係事務 課税証明書、納税証明書等の発行事務</p>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	総合税システム(以下、「税務システム」という。)
②システムの機能	<p>地方税法に基づく住民税、固定資産税、軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <p>1. 宛名管理 各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する機能</p> <p>2. 住民税課税 賦課期日時点での住民税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>3. 固定資産税課税 賦課期日時点での固定資産税、都市計画税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>4. 軽自動車税課税 賦課期日時点での軽自動車税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能</p> <p>5. 収納・納税管理 上記で課税した税額に基づく地方税の収納を管理する機能</p> <p>6. 証明発行 課税証明書、納税証明書等を発行する機能</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (滞納整理システム、国税連携システム、住民税給報連携システム、eLTAXシステム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	eLTAXにて提出(申告)された以下のデータについて、地方税電子化協議会から、総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて受信するシステムで、以下の機能を有する。 1. 個人住民税 住民税の課税資料のうち、給与支払報告書・公的年金等支払報告書・公的年金からの特別徴収(以下、「年金特徴」という。)関連データを受信し、住民税給報連携システムに取込むための連携ファイルを作成する機能。なお、住民税給報連携システムには、USBメモリを介してデータを移行する。 2. 固定資産税 eLTAX上で確認できる償却資産に係るデータを閲覧する機能。必要に応じてデータを税務システムに入力する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民税給報連携システム)
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税連携データ受信システムにて受信したデータをUSBメモリを介して取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携データ受信システム)
システム4	
①システムの名称	国税連携データ受信システム
②システムの機能	地方税電子化協議会から、LGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで、以下の機能を有する。なお、国税連携システムにはUSBメモリを介してデータを移行する。 1. データ受信状況確認 データの受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 2. データ他市回送 課税権がない者のデータを他自治体へ回送する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム)

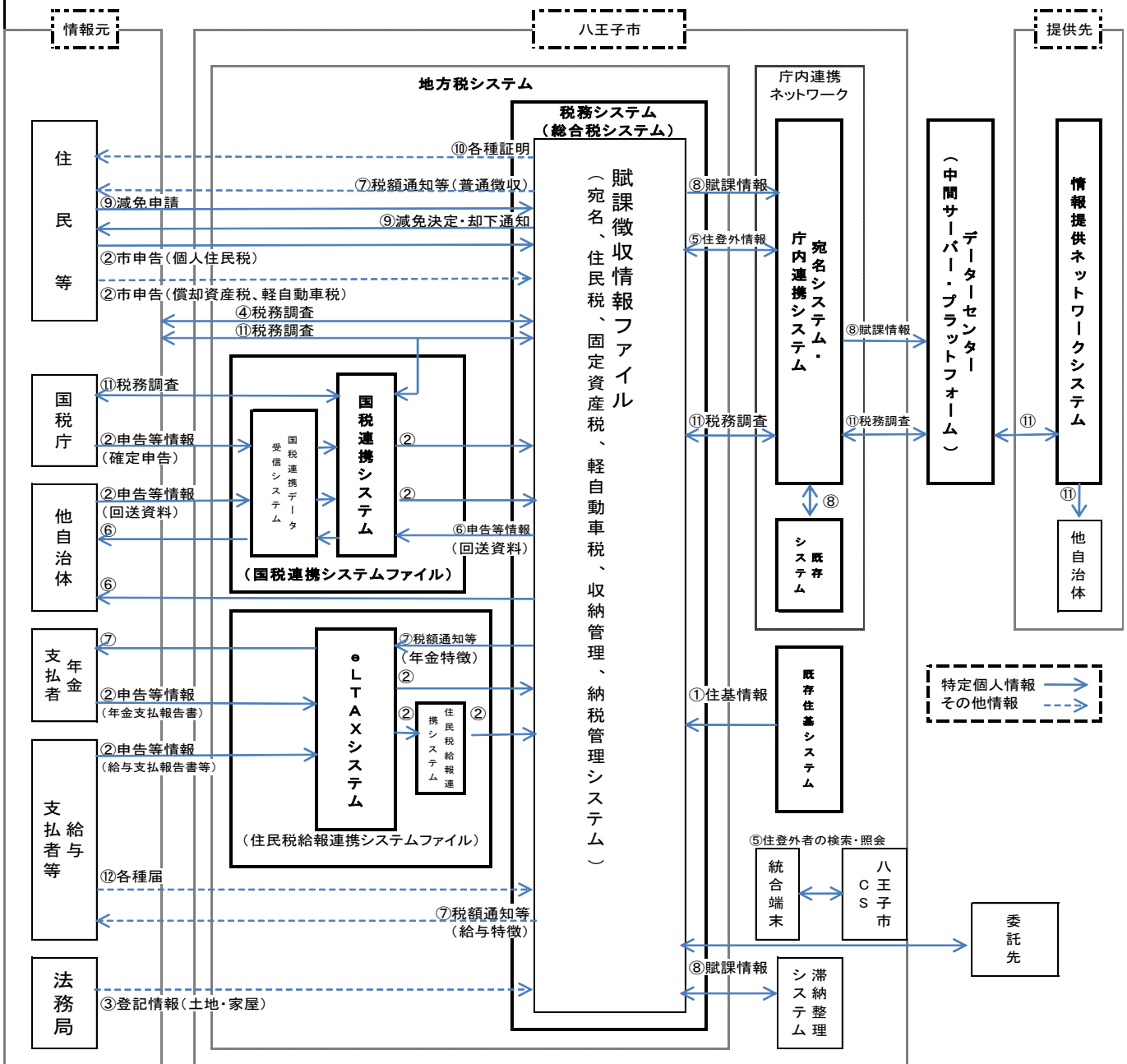
システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	納付交渉状況や処分執行状況の管理など滞納整理業務全般に対する機能を有し、市税等滞納者の個人番号を利用して、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と市税の賦課状況・納付状況・折衝履歴・整理業務執行状況などの情報を紐づけてシステム画面上に表示する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民税給報連携システム
②システムの機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等のデータをUSBメモリを介して取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック データ属性や論理エラー等の各種エラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成し、送付する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)
システム7	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)
②システムの機能	住民基本台帳の照会を行う機能を有し、当該システムを使用する職員等は、更新作業は行えず、照会権限のみ付与されている。(一部の項目は、参照不可) 当システムのデータの一部は税務システムに取込まれており、税務システム上でも参照可能となっている。ファイルの種類により、5分もしくは10分間隔で同期を取る。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)

システム10	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下、「宛名システム」という。)
②システムの機能	1. 宛名情報管理 中間サーバー及び既存システムで統一的に利用する団体内統合宛名番号の付番管理、宛名情報等の管理を行う機能 2. 中間サーバー連携 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 既存システム連携 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 庁内連携システムから中間サーバーに格納すべき情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、既存システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課徴収情報ファイル (2) 国税連携システムファイル (3) 住民税給報連携システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 賦課徴収情報ファイル ①住民税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握するため。また、確定申告書・給与支払報告書・公的年金支払報告書・住民税申告書等の課税資料や、扶養情報、生活保護受給情報・障害者情報などの名寄せを確実にを行う必要があるため。 ②固定資産税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登記・申告情報を正確に把握するため。また、同一の土地・家屋・償却資産所有者の名寄せを確実にを行う必要があるため。 ③軽自動車税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登録情報を正確に把握するため。 ④地方税の徴収及び滞納処分にあたって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要があるため。また、滞納者各個人の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要があるため。 2. 国税連携システムファイル 取扱う確定申告書データとほかの課税資料に関し、名寄せを確実にを行うため。 3. 住民税給報連携システムファイル 取扱う給与支払報告書及び公的年金等支払報告書データ等に関し、名寄せを確実にを行うため。
②実現が期待されるメリット	1. これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(所得の証明書等)の省略が図られる。 2. 転入・転出者の基本情報が正確に把握できる。 3. 他の地方自治体及び行政機関等から入手した情報と八王子市保有情報との突合がより正確になる。 4. 課税事務の効率化と公平で正確な税負担の実現(課税漏れの防止)。 5. 効率的な名寄せ・突合により、課税計算や扶養控除の確認が効率的に行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課
②所属長	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

「賦課徴収情報ファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

八王子市の課税事務においては、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査及び連携情報を元に課税資料データを作成し、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成・管理する。

- ① 既存住基システムから住基情報を取得し対象者情報を作成(共通)。
- ② 情報元から提出される申告等(市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は国税連携、eLTAXシステム経由で収集し、画像及び数値を電子化したうえで住基情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成(個人住民税・固定資産税)。
- ③ 法務局の土地、家屋登記情報を収集し、賦課徴収情報ファイルを作成(固定資産税)。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う(共通)。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが八王子市で課税となる(住登外課税)者は、統合端末等により個人番号を取得し、税務システムに課税対象者として登録し、再度②の処理を実施する(共通)。また、登録した情報を宛名システムへ連携する。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携経由により、他自治体へ資料を回送する(個人住民税)。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知等を送付(共通)。
- ⑧ 決定・通知された賦課情報を直接又は宛名システム・市内連携システム経由により、既存システム等へ連携(移転又は提供)する。また、八王子市で住登外課税した者が住民登録している他自治体へ八王子市で課税した旨の通知を送信(個人住民税)。
- ⑨ 担税力に乏しい者などから、減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送(共通)。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、各種(所得・課税・納税)証明を発行(共通)。
- ⑪ 必要に応じ、八王子市から情報元又は他自治体へ税務調査を実施。また、国税庁又は他自治体から八王子市への税務調査の対応を実施(共通)。
- ⑫ 給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届の提出(個人住民税)。

※ ①の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤～⑨(個人住民税)、⑤・⑦・⑨(その他市税)の処理を行う。

※ ②の申告等情報及び⑫の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接八王子市へ提出されるものも存在する。

また、同様に⑥の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

※ 業務委託については、システム保守委託、データ入力委託及び納付書等の封入封かん委託等を締結している。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課徴収情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()						
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()						
③入手の時期・頻度	1. 当初課税時期 課税資料提出及び申告受付時期(毎年1月～4月頃) 2. その他随時期 申告受付時及び課税対象者確定時(随時)						
④入手に係る妥当性	1. 当初課税時期 地方税電子化協議会から電送される確定申告書、事業所(給与支払者)や公的年金支払者から市役所へ提出される各支払報告書、本人から提出される住民税申告書、それらのデータをもとに名寄せし、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため。 2. その他随時期 当初課税時期で捕捉できなかった課税客体の判明時などについては、個別に税額決定をするため。 3. 八王子市の住民基本台帳に登録されていない固定資産所有者を名寄せし、毎年定められた期日での課税決定の根拠とするため。						
⑤本人への明示	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条、同法第383条及び同法第442条の2の条文並びに番号法の別表第2の第27の項に基づく。						
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。						
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td colspan="2">八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td style="text-align: center;">[500人以上1,000人未満]</td> <td> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所		使用者数	[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所						
使用者数	[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 住民税課税管理 提出される課税資料の個人特定に用いる。</p> <p>2. 収納管理 収納・還付・充当等の管理を行う。</p> <p>3. 固定資産税 ①課税対象者の登録を行う。 ②1月1日現在に市内に固定資産を所有する者の資産情報の登録(更新)を行う。</p> <p>4. 軽自動車税 ①課税対象者の登録を行う。 ②4月1日現在、市内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の車両情報及び所有している者、使用している者等を管理する。</p> <p>5. 証明書発行に関する事務 課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税・非課税証明書を発行する。</p> <p>6. 宛名管理 課税対象者の登録を行う。</p> <p>7. 中間サーバーへの情報提供 番号法に基づき、中間サーバーへ地方税関係情報を提供する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>提出される課税資料(申告書及び報告書等)に記載される個人番号を、住登者及び住登外者のデータ等をもとに作成する課税対象者データとの突合のキーとし、個人特定を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人番号による統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 5) 件	
委託事項1	市税納税通知書等の出力、封入封かん等業務委託	
①委託内容	1. 住民税特別徴収税額決定通知書、普通徴収税額決定納税通知書、変更通知書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 2. 土地・家屋納税通知書・納付書、償却資産納税通知書・納付書、課税資産明細書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 3. 督促状及び催告書に関し、印字と封入封かん業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその他課税調査対象者	
その妥当性	1. 税額決定から発送までの期間と送付件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。 2. 納期限から督促状発送までの期間が定められており、その発送件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士ゼロックス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	チラシの印刷業務

委託事項2～5		
委託事項2	課税資料データ入力委託	
①委託内容	紙で提出された給与支払報告書や公的年金支払報告書、住民税申告書等の課税資料について、そのデータのパンチ入力を委託し、電子データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 提出された課税資料の該当者	
	その妥当性 市への提出から税額決定までの期間と数量等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社 東京支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務システム機器・ソフトウェア保守委託
①委託内容		システム機器及びソフトウェアの保守・運用支援業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務システムを直接操作するのみであり、電子記録媒体等での受け渡しは) 行わない。
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 西東京支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	税務システムの機器、ソフトウェアの運用保守

委託事項4		磁気テープ保管業務委託
①委託内容		税務システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	火災、震災等により税務システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		情報システムオペレーション業務委託
①委託内容		オペレーション(バッチ実行・帳票印刷)のほか、システム異常を早期発見するための連続的な監視等のシステム運用業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	使用するコンピュータ及び関連機器の操作は非常に専門性が高く、システム運用を効率・効果的に行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (バッチ実行・帳票印刷等を市役所庁舎内のみで行っており、電子記録媒体等での受け渡しは行わない。)
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		有限会社 ティシーエス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であつて、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であつて、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先2～5	
移転先2	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先3	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携
移転先4	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携

移転先5	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先6～10	
移転先6	生活福祉第二課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは月次で連携

移転先7	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先8	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先9	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先10	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携

移転先11～15	
移転先11	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先12	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先13	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先14	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先15	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先16～20	
移転先16	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先17	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先18	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先19		障害者福祉課
①法令上の根拠		番号法第9条第2項
②移転先における用途		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報		納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		当初賦課決定時。更正データは日次で連携
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 6年以上10年未満 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
-		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 国税連携システムファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)	
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)	
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課 住民税課 資産税課 納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
③入手の時期・頻度	1. 確定申告受付時期 毎年1月～3月中旬はほぼ毎日データ取込 2. その他更正申告等 その他の時期は概ね週に1回程度データ取込
④入手に係る妥当性	1. 確定申告受付時期 他の課税資料との名寄せに使用し、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため 2. その他更正申告等 上記期間で捕捉できなかった課税対象の判明時等に関し、個別に税額決定をする必要があるため
⑤本人への明示	地方税法において、確定申告書を提出した場合には住民税の申告をしたとみなされる旨の規定があり、他の法規等で税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。
	変更の妥当性 ー
⑦使用の主体	使用部署 ※ 八王子市税務部 住民税課
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民税課税処理 課税資料の名寄せや申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
	情報の突合 ※ 賦課徴収情報ファイルとの間において、カナ氏名や生年月日とともに個人番号を突合のキーとし、個人特定を行う。
	情報の統計分析 ※ 個人番号による統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	磁気テープ保管業務委託
①委託内容	国税連携システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
その妥当性	火災、震災等により国税連携システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法
再委託	⑨再委託事項

委託事項2～5	
委託事項2	国税連携システムソフトウェア保守委託
①委託内容	システムソフトウェアの保守・運用支援業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 所得税の確定申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
	その妥当性 国税連携システム及び国税連携データ受信システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国税連携システム及び国税連携データ受信システムを直接操作するのみ) であり、電子記録媒体等での受け渡しは行わない。
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	日本電気株式会社 西東京支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項 国税連携システム及び国税連携データ受信システムに係るソフトウェア保守業務
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。</p> <p>1. 国税連携データ受信システムサーバー 指定のASP業者にて管理</p> <p>2. 国税連携システムサーバー 市役所本庁舎内サーバー室にて管理</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p><選択肢></p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
<p>③消去方法</p>	<p>その妥当性</p>	<p>地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。なお、ASP業者においては、サーバー内のデータは3年で消去する。</p> <p>1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携システム及び国税連携データ受信システムで消去する。</p> <p>2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)住民税給報連携システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書、公的年金支払報告書及び公的年金に係る特別徴収対象者について、eLTAXにて提出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報
	・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)
⑥事務担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等支払者) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)								
③入手の時期・頻度	1. 当初課税時期 毎年1月～4月中旬は週に1回程度データ取込 2. その他随時期 受信件数等を考慮しながらデータ取込を行う								
④入手に係る妥当性	1. 確定申告受付時期 他の課税資料との名寄せに使用し、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため 2. その他更正申告等 上記期間で捕捉できなかった課税対象の判明時等に関し、個別に税額決定をする必要があるため								
⑤本人への明示	地方税法等において、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。								
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。								
変更の妥当性	-								
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td colspan="3">八王子市税務部 住民税課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</td> <td style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> <td></td> </tr> </table>	使用部署 ※	八王子市税務部 住民税課			使用者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用部署 ※	八王子市税務部 住民税課								
使用者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	住民税課税処理 課税資料の名寄せや申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。								
情報の突合 ※	賦課徴収情報ファイルとの間において、カナ氏名や生年月日とともに個人番号を突合のキーとし、個人特定を行う。								
情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[委託しない]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <選択肢> 1) 委託する </td> <td style="width: 50%;">2) 委託しない</td> </tr> <tr> <td>() 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[委託しない]	<選択肢> 1) 委託する	2) 委託しない	() 件				
[委託しない]	<選択肢> 1) 委託する	2) 委託しない							
() 件									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)																										
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 行っていない																									
6. 特定個人情報の保管・消去																										
①保管場所 ※	1. eLTAXシステム 指定のASP業者が管理するサーバーにデータが保存される。サーバーは、入退室管理され、セキュリティが確保されたサーバー室に設置されている。また、サーバー室の入退室については、システムの管理者が許可した者に限定しており、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られたものしかアクセスできない。 2. 住民税給報連携システム サーバーは使用していない。セキュリティ区域内である課内の指定端末にてデータを一時保管する。																									
②保管期間	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間</td> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		<選択肢>				期間	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年			4) 3年	5) 4年	6) 5年			7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上			10) 定められていない			
	<選択肢>																									
期間	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																							
	4) 3年	5) 4年	6) 5年																							
	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																							
	10) 定められていない																									
その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。 なお、ASP業者においては、サーバー内のデータは3年で消去する。																									
③消去方法	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報をeLTAXシステム及び住民税給報連携システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。																									
7. 備考																										
—																										

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課徴収情報ファイル

【宛名関連項目】

1. 住登外(個人)マスタ

世帯番号・宛名番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・削除年月日・性別・生年月日・続柄・電話番号・カナ氏名・漢字氏名・カナ通称名・漢字通称名・市内市外区分・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・外字情報氏名・外字情報通称名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分・家屋敷/事業所課税区分・死亡フラグ・業務関連フラグ・関連フラグ・操作者名

2. 住登外(個人)履歴マスタ

宛名番号・氏名履歴情報異動事由・異動年月日・カナ氏名・漢字氏名・通称名履歴情報異動事由・異動年月日・カナ通称名・漢字通称名・住所履歴情報異動事由・異動年月日・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・外字情報氏名・外字情報通称名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分

3. 送付先マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・法人格コード・セット位置・カナ名称・漢字名称・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先電話番号・内線電話番号・外字情報氏名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分・送付先設定時漢字住所・送付先設定時漢字氏名称・操作者名・備考

4. 送付先履歴管理マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・名称情報異動事由・異動年月日・法人格コード・セット位置・カナ名称・漢字名称・住所情報異動事由・異動年月日・市内市外コード・住所コード・番地コード・郵便番号・漢字住所・カナ方書・漢字方書・電話番号情報異動事由・異動年月日・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先電話番号・内線電話番号・外字情報氏名・外字情報住所・外字情報方書・字名以前桁数・住所編集区分

5. 固有項目マスタ

宛名番号・科目コード・義務者番号・更新年月日・更新事由・登録年月日・納管区分・納税管理人番号・納税管理人前回異動事由・納税管理人前回異動年月日・納税管理人前回納管区分・納税管理人前回納管番号・操作者名・備考・通称名区分

6. 口座振替ファイル

宛名番号・科目・義務者番号・連番・金融機関番号・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)・口座名義人(漢字)・納付区分・依頼年月日・開始年月日・開始期別・開始時の納期限・停止年月日・廃止期別・廃止時の納期限・口座最終使用年月日・口座最終使用期別・口座最終使用時の納期限・異動事由・異動年月日・備考・操作者名・開始通知発行フラグ

7. 振替額管理ファイル

宛名番号・科目・義務者番号/車両番号・課税年度・調定年度・期別・課税額(納付予定額)・納付額・納期限・振替結果(不能)サイン・通知書番号

8. 索引ファイルオーバー格納ファイル

処理年月日・処理時分秒・索引ファイルID・通称区分・宛名番号・索引データ

9. 新旧対応ファイル

宛名番号・科目・法人番号・該当年度(FROM)・該当年度(TO)・固定共有人数・軽自納組番号・登録年月日・更新年月日

10. 名寄せマスタ

宛名番号・名寄せ先宛名番号

11. 氏名索引ファイル(カナ)

カナ氏名・市内市外区分・住所コード・番地コード・宛名番号・宛名区分

12. 氏名索引ファイル(漢字)

漢字氏名・市内市外区分・住所コード・番地コード・宛名番号・宛名区分

13. 生年月日索引ファイル(カナ)

生年月日・カナ氏名・宛名番号・宛名区分

14. 生年月日索引ファイル(漢字)

生年月日・漢字氏名・宛名番号・宛名区分

15. 住所索引ファイル(カナ)

住所コード・市内市街区分・住所コード・番地コード・カナ氏名・宛名番号・宛名区分

16. 住所索引ファイル(漢字)

住所コード・市内市街区分・住所コード・番地コード・漢字氏名・宛名番号・宛名区分

17. 口座使用者索引ファイル

金融機関番号・口座種別・口座番号・宛名番号・科目・義務者番号・連番・口座名義人氏名

18. 口座名義人(カナ)索引ファイル

名義人氏名(カナ)・口座情報・金融機関番号・口座種別・口座番号

19. 口座名義人(漢字)索引ファイル

名義人氏名(漢字)・口座情報・金融機関番号・口座種別・口座番号

20~22. 宛名個人番号管理ファイル、宛名個人番号索引ファイル、宛名個人番号住基連携ファイル
個人番号・宛名番号

23. CZ個人ファイル

宛名番号・個人発生連番・住民票コード・世帯番号・履歴番号・処理連番・修正連番・住民種別コード・住記外国人住民状態コード・住民状態コード・住所_住所区分・住所_自治省コード・住所_全国大字コード・住所_大字コード・住所_番地コード・住所_枝1コード・住所_枝2コード・住所_枝3コード・住所_枝4コード・住所_方書コード・住所_住所名1・住所_住所名2・住所_方書名・住所_郵便番号・住所_行政区1コード・住所_行政区2コード・住所_行政区3コード・氏名・氏名カナ・旧氏名・旧氏名カナ・通称名・通称名カナ・併記名・生年月日・性別コード・世帯主氏名・世帯主氏名カナ・住記外国人続柄コード・続柄コード・混合世帯続柄コード・混合世帯番号・前住所_住所区分・前住所_自治省コード・前住所_全国大字コード・前住所_大字コード・前住所_番地コード・前住所_枝1コード・前住所_枝2コード・前住所_枝3コード・前住所_枝4コード・前住所_方書コード・前住所_住所名1・前住所_住所名2・前住所_方書名・前住所_郵便番号・前住所_行政区1コード・前住所_行政区2コード・前住所_行政区3コード・本籍_自治省コード・本籍_全国大字コード・本籍_大字コード・本籍_番地コード・本籍_枝1コード・本籍_枝2コード・本籍_枝3コード・本籍_枝4コード・本籍_住所名1・本籍_住所名2・本籍_郵便番号・筆頭者・転出先住所_自治省コード・転出先住所_全国大字コード・転出先住所_番地コード・転出先住所_枝1コード・転出先住所_枝2コード・転出先住所_枝3コード・転出先住所_枝4コード・転出先住所_住所名1・転出先住所_住所名2・転出先住所_方書名・転出先住所_郵便番号・転出先住所_住所区分・転出先住所_行政区1コード・転出先住所_行政区2コード・転出先住所_行政区3コード・転出予定年月日・住民年月日・住民届出年月日・住なく年月日・住なく届出年月日・住定年月日・住定届出年月日・国籍コード・在留資格コード・在留期間_自・在留期間_至・外国人登録番号・連絡先電話番号・更新区分・異動事由コード・登録年月日・異動年月日・届出年月日・業務処理年月日・処理年月日・発行停止区分・宛名区分・個人事業所該当区分・住登外世帯番号区分・論理削除区分・論理削除年月日・氏名半角区分・未作成外字フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税関連項目】

1. 課税対象者マスタ

宛名番号・課税年度・世帯番号・住所コード・カナ方書・カナ氏名・漢字氏名・氏名オーバーナンバー・方書・方書オーバーナンバー・生年月日・続柄・性・異動区分・異動年月日・申告書発送区分・翌年申告書発送区分・未申告区分・事務所区分・外国人サイン・住居区分・課税情報ファイル有無・徴収区分・申告区分・課税コード・非課税コード・控配コード・扶養人数・障害者コード・寡婦コード・勤労学生コード・老年者コード・未成年コード・強制均課・資料番号・普徴通知書番号・生活保護区分・生保開始年月日・夫有り・妻有り・配偶者コード・被扶養者サイン・扶養者コード・専従者サイン・専従者コード・最終課税年・納税者番号・未申告調査番号

2. 賦課マスタ

宛名番号・課税年度・履歴ナンバー・調定年度・徴収区分・申告区分・特徴／普徴区分・税目・調定年度・課税年度・普徴番号・指定番号・特徴個人番号・受給者番号・処理事由・特徴異動事由・調定サイン・過年度サイン・非課税コード・課税コード・所得割非課税サイン・課税月・課税期・更正期・変更月・納入月(退職用)・処理年月日・決定年月日・発付年月日・控配コード(特徴)・老人扶養(特徴)・老人扶養(同居)(特徴)・老人扶養(他)(特徴)・特別障害者(特徴)・特別障害者(同居)(特徴)・特別障害者(他)(特徴)・普通障害者(特徴)・扶養人数(特徴)・特定扶養(特徴)・年少扶養(特徴)・雑サイン(特徴)・16歳未満扶養親族(特徴)・特徴控除金額(特徴)・雑損控除(特徴)・医療控除(特徴)・社会保険料控除(特徴)・小規模共済控除(特徴)・損害保険料控除(特徴)・損害保険長期支払額(特徴)・損害保険短期支払額(特徴)・所得税寄付金(特徴)・生命保険料区分(特徴)・所得税生命保険料控除額(特徴)・生命保険支払額(特徴)・個人年金支払額(特徴)・住宅取得控除額(特徴)・所得税配偶者特別控除(特徴)・配偶者所得(特徴)・生命保険料控除額(住民税)(特徴)・個人年金控除額(住民税)(特徴)・配偶者控除額(住民税)(特徴)・扶養控除額(住民税)(特徴)・障害者控除額(住民税)(特徴)・老年者控除額(住民税)(特徴)・寡婦(夫)控除額(住民税)(特徴)・勤労学生控除額(住民税)(特徴)・配偶者特別控除額(住民税)(特徴)・基礎控除額(住民税)(特徴)・寄付金(住民税)(特徴)・損害保険控除額(住民税)(特徴)・損保控除額長期(住民税)(特徴)・所得控除額合計(特徴)・外国税控除(所得税)(特徴)・所得税控除計(特徴)・特別障害者・普通障害者・老年者・寡婦・寡夫・勤労学生・未成年・強制均課・夫あり・妻あり・共用控除 控配コード・老人扶養・老人扶養(同居)・老人扶養(他)・特別障害者・特別障害者(同居)・特別障害者(他)・普通障害者・扶養人数・特定扶養・年少扶養・雑サイン・16歳未満扶養親族・雑損控除・医療控除・社会保険料控除・小規模共済控除・損害保険料控除・損害保険長期支払額・損害保険短期支払額・所得税寄付金・生命保険料区分・所得税生命保険料控除額・生命保険支払額・個人年金支払額・住宅取得控除額・所得税配偶者特別控除・配偶者所得・生命保険料控除額(住民税)・個人年金控除額(住民税)・配偶者控除額(住民税)・扶養控除額(住民税)・障害者控除額(住民税)・老年者控除額(住民税)・寡婦(夫)控除額(住民税)・勤労学生控除額(住民税)・配偶者特別控除額(住民税)・基礎控除額(住民税)・寄付金(住民税)・損害保険控除額(住民税)・損保控除額長期(住民税)・所得控除額合計・外国税控除(所得税)・所得税控除計・源泉税額・給与収入額(給報分)・給与所得(給報分)・営業所得(特徴)・農業所得(特徴)・その他事業所得(特徴)・不動産所得(特徴)・利子所得(特徴)・配当所得(特徴)・配当控除のない配当所得(外国)(特徴)・外貨建投信(特徴)・投信配当(特徴)・給与収入(特徴)・給与所得(特徴)・特定支出(特徴)・雑所得(特徴)・総合譲渡短期所得(特徴)・総合譲渡長期所得(特徴)・一時所得(特徴)・控除使用額(特徴)・年金収入(特徴)・年金所得(特徴)・総所得金額(特徴)・合計所得金額(特徴)・総所得金額等(特徴)・所得税額(特徴)・所得税額入力値(特徴)・分離土地超短期(特徴)・分離土地一般(特徴)・分離短期一般(特徴)・分離短期軽減(特徴)・分離長期一般(特徴)・分離長期特定(特徴)・分離長期軽減(特徴)・分離株式譲渡(特徴)・臨時所得(特徴)・変動超過額(特徴)・山林所得(特徴)・退職所得(特徴)・繰越純損失(特徴)・分離繰越控除(特徴)・株式損失(特徴)・短期一般譲渡益(特徴)・短期軽減譲渡益(特徴)・長期一般譲渡益(特徴)・長期特定譲渡益(特徴)・長期居住譲渡益(特徴)・免税所得(特徴)・補正所得(特徴)・分離上場株式(特徴)・専従者(特徴)・配専(特徴)・他専(特徴)・専給(特徴)・専従者給与(特徴)・専従者控除(特徴)・先物取引(特徴)・営業所得・農業所得・その他事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・配当控除のない配当所得(外国)・外貨建投信・投信配当・給与収入・給与所得・特定支出・雑所得・総合譲渡短期所得・総合譲渡長期所得・一時所得・控除使用額・年金収入・年金所得・総所得金額・合計所得金額・総所得金額等・所得税額・所得税額入力値・分離土地超短期・分離土地一般・分離短期一般・分離短期軽減・分離長期一般・分離長期特定・分離長期軽減・分離株式譲渡・臨時所得・変動超過額・山林所得・退職所得・繰越純損失・分離繰越損失・株式損失・分離譲渡益・短期一般譲渡益・短期軽減譲渡益・長期一般譲渡益・長期特定譲渡益・長期居住譲渡益・免税所得・補正所得・分離上場株式・配専・他専・専給・専従者給与・専従者控除・先物取引・課税標準額(総所得)・算出所得割市(総所得)・算出所得割都(総所得)・税額控除市(総所得)・税額控除都(総所得)・差引所得割市(総所得)・差引所得割都(総所得)・課税標準額(土地等の事業雑一般)・算出所得割市(土地等の事業雑一般)・算出所得割都(土地等の事業雑一般)・税額控除市(土地等の事業雑一般)・税額控除都(土地等の事業雑一般)・差引所得割市(土地等の事業雑一般)・差引所得割都(土地等の事業雑一般)・課税標準額(土地等の事業雑超短期)・算出所得割市(土地等の事業雑超短期)・算出所得割都(土地等の事業雑超短期)・課税標準額(先物取引)・算出所得割市(先物取引)・算出所得割都(先物取引)・課税標準額(分離短期一般)・算出所得割市(分離短期一般)・算出所得割都(分離短期一般)・税額控除市(分離短期一般)・税額控除都(分離短期一般)・差引所得割市(分離短期一般)・差引所得割都(分離短期一般)・課税標準額(分離短期軽減)・算出所得割市(分離短期軽減)・算出所得割都(分離短期軽減)・税額控除市(分離短期軽減)・税額控除都(分離短期軽減)・差引所得割市(分離短期軽減)・差引所得割都(分離短期軽減)・課税標準額(分離長期一般)・算出所得割市(分離長期一般)・算出所得割都(分離長期一般)・差引所得割市(分離長期一般)・差引所得割都(分離長期一般)・課税標準額(分離長期特定優良)・算出所得割市(分離長期特定優良)・算出所得割都(分離長期特定優良)・税額控除市(分離長期特定優良)・税額控除都(分離長期特定優良)・差引所得割市(分離長期特定優良)・差引所得割都(分離長期特定優良)・課税標準額(分離長期譲渡居住)・算出所得割市(分離長期譲渡居住)・算出所得割都(分離長期譲渡居住)・税額控除市(分離長期譲渡居住)・税額控除都(分離長期譲渡居住)・差引所得割市(分離長期譲渡居住)・差引所得割都(分離長期譲渡居住)・課税標準額(分離株式譲渡益)・算出所得割市(分離株式譲渡益)・算出所得割都(分離株式譲渡益)・税額控除市(分離株式譲渡益)・税額控除都(分離株式譲渡益)・差引所得割市(分離株式譲渡益)・差引所得割都(分離株式譲渡益)・課税標準額(山林)・算出所得割市(山林)・算出所得割都(山林)・税額控除市(山林)・税額控除都(山林)・差引所得割市(山林)・差引所得割都(山林)

3. 課税対象者世帯索引ファイル

世帯番号・課税年度・宛名番号

4. 課税対象者氏名索引ファイル

カナ氏名・宛名場号・生年月日・市内住所コード・課税年度・指定番号

5. 課税対象者住所索引ファイル

住所コード・カナ方書・宛名番号

6. 生年月日索引ファイル

生年月日・宛名番号・年度・指定番号

7. 被扶養者リンクファイル

宛名番号・課税年度・扶養専従者コード・区分

8. 総括マスタ

指定番号・課税年度・履歴番号・状態KEY・通知書人数・変更年月日・変更前年税額・変更分年税額・変更後年税額・変更前月割人員(6月)・変更前月割納入額(6月)・変更前月割人員(7月)・変更前月割納入額(7月)・変更前月割人員(8月)・変更前月割納入額(8月)・変更前月割人員(9月)・変更前月割納入額(9月)・変更前月割人員(10月)・変更前月割納入額(10月)・変更前月割人員(11月)・変更前月割納入額(11月)・変更前月割人員(12月)・変更前月割納入額(12月)・変更前月割人員(1月)・変更前月割納入額(1月)・変更前月割人員(2月)・変更前月割納入額(2月)・変更前月割人員(3月)・変更前月割納入額(3月)・変更前月割人員(4月)・変更前月割納入額(4月)・変更前月割人員(5月)・変更前月割納入額(5月)・変更後月割人員(6月)・変更後月割納入額(6月)・変更後月割人員(7月)・変更後月割納入額(7月)・変更後月割人員(8月)・変更後月割納入額(8月)・変更後月割人員(9月)・変更後月割納入額(9月)・変更後月割人員(10月)・変更後月割納入額(10月)・変更後月割人員(11月)・変更後月割納入額(11月)・変更後月割人員(12月)・変更後月割納入額(12月)・変更後月割人員(1月)・変更後月割納入額(1月)・変更後月割人員(2月)・変更後月割納入額(2月)・変更後月割人員(3月)・変更後月割納入額(3月)・変更後月割人員(4月)・変更後月割納入額(4月)・変更後月割人員(5月)・変更後月割納入額(5月)・特徴個人番号・所得割均等割課税者・所得割のみ課税者・均等割のみ課税者・非課税者数・発付年月日・法人番号・納期特例・再発行サイン

9. 個人明細ファイル

指定番号・特徴個人番号・課税年度・連番・状態KEY・宛名番号・変更月・賦課マスタ履歴ナンバー・処理番号・変更前年税額・変更後年税額・変更前月割額(6月)・変更前月割額(7月)・変更前月割額(8月)・変更前月割額(9月)・変更前月割額(10月)・変更前月割額(11月)・変更前月割額(12月)・変更前月割額(1月)・変更前月割額(2月)・変更前月割額(3月)・変更前月割額(4月)・変更前月割額(5月)・変更後月割額(6月)・変更後月割額(7月)・変更後月割額(8月)・変更後月割額(9月)・変更後月割額(10月)・変更後月割額(11月)・変更後月割額(12月)・変更後月割額(1月)・変更後月割額(2月)・変更後月割額(3月)・変更後月割額(4月)・変更後月割額(5月)・処理年月日・異動事由・異動年月日

10. 個人明細履歴ファイル

指定番号・特徴個人番号・課税年度・連番・状態KEY・宛名番号・変更月・賦課マスタ履歴ナンバー・処理番号・変更前年税額・変更後年税額・変更前月割額(6月)・変更前月割額(7月)・変更前月割額(8月)・変更前月割額(9月)・変更前月割額(10月)・変更前月割額(11月)・変更前月割額(12月)・変更前月割額(1月)・変更前月割額(2月)・変更前月割額(3月)・変更前月割額(4月)・変更前月割額(5月)・変更後月割額(6月)・変更後月割額(7月)・変更後月割額(8月)・変更後月割額(9月)・変更後月割額(10月)・変更後月割額(11月)・変更後月割額(12月)・変更後月割額(1月)・変更後月割額(2月)・変更後月割額(3月)・変更後月割額(4月)・変更後月割額(5月)・処理年月日・異動事由・異動年月日

11. 特徴個人番号付番ファイル

指定番号・課税年度・最終特徴個人番号

12. 異動経過ファイル

処理年月日・処理時分秒・端末名・宛名番号・区分・履歴下1桁・調定サイン・変更前異動データ・変更後異動データ

13. 課税情報ファイル

宛名番号・課税年度・徴収希望サイン・申告書送付サイン・世帯外扶養人数・生保サイン・生保開始年月日・証明停止サイン・特徴異動事由・徴収方法・指定番号・特徴個人番号・調査内容コード・確認対象コード・確認方法コード・調査年月日・見直し年・課税注意・記事あり・APカナ氏名・生年月日AP指定番号・AP特徴個人番号

14. アンマッチパターンファイル

カナ氏名・生年月日・指定番号・宛名番号・特徴個人番号・削除判定年

15. 資料履歴ファイル

宛名番号・課税年度・区分・連番・調定年度・処理年月日・申告区分・徴収区分・処理事由・特徴資料番号・インプット番号

16. オーバーファイル

項目No.・反復情報(漢字)・オーバーデータ(漢字)・反復情報(ANK)・オーバーデータ(ANK)

17. 記事ファイル

宛名番号・処理年月日・連番・履歴・記事データ

18. 給与支払者報告ファイル

コントロール・用紙種類・簿冊番号・事業所件数・個人件数・種別・整理番号・優良事業所・特徴報告人数・合計報告人数・指定番号・指定番号C/D・宛名番号・特徴個人番号・連番・受給者番号・カナ指名・給与支払金額・給与所得金額・所得控除合計・源泉徴収税額・控配有・控配無・控配老・配偶者特別控除・扶養特定・扶養同老・扶養老人・扶養一般・障害特同・障害特別・障害一般・小規模共済・社会保険料・生命保険料控除・損害保険料控除・住宅取得控除・前職分給与・配偶者合計所得・個人年金保険料・長期損害保険料・夫あり・未成年者・乙欄・本人障害特別・本人障害一般・老年者・寡婦一般・寡婦特別・寡夫・勤労学生・死亡退職・再該者・外国人・就職サイン・退職サイン・中途就職退職年月日・生年月日・事業主宛名番号・特普

19. 年金支払者報告ファイル

コントロール・用紙種類・簿冊番号・個人件数・宛名番号・連番・カナ氏名・生年月日・年金支払額・本人障害特別・本人障害一般・老年者・控配有・控配無・控配老・扶養特定・扶養老人・障害特別・障害一般・社会保険料・同居特障

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

20. 年金一覧パンチファイル
コントロール・用紙種類・リスト種類・ページ数・カナ氏名・生年月日・年金支払額・高齢者・本人障害・控配・扶養特定・扶養老人・扶養一般・障害一般・障害特別・宛名番号

21. 申告書パンチファイル
コントロール・用紙種類・簿冊番号・特徴希望件数・普徴希望件数・個人件数・連番・宛名番号・普徴整理番号・カナ氏名・生年月日・電話番号・給与収入・公年収入・個人年金支払・長期損保支払・専従者宛名番号・専従給与額・短期譲渡一般益・短期譲渡軽減益・長期譲渡一般益・長期譲渡特定益・長期譲渡居住益・短期譲渡一般所得・短期譲渡軽減所得・長期譲渡一般所得・長期譲渡特定所得・長期譲渡居住所得・分離株式譲渡所得・山林所得・控配・扶養特定・扶養同居・扶養老人・扶養その他・扶養同居・扶養特別・扶養その他・均等割・夫あり・未成年者・本人障害・高齢者・寡婦(夫)・勤労学生・徴収希望・青白・配専・他専・専給・所得コード・所得額

22～29. 現年当初給報ファイル、現年当初年金ファイル、現年当初申告書ファイル、現年合算後ファイル、過年当初給報ファイル、過年当初年金ファイル、過年当初申告書ファイル、過年合算後ファイル
インプット番号・課税年度・更新区分・宛名番号・指定番号・特徴個人番号・資料番号・給報整理番号・カナ氏名・生年月日・課税対象者サイン・回送者サイン・エラーサイン・転勤サイン・退職サイン・最終C票サイン・重複サイン・種別・特普区分・乙欄サイン・退職サイン・専給サイン・パートアルバイト・振分区分・資料・扶養ソートKEY・扶養被扶養者コード・ソートKEY・出力サイン・申告書サイン・合計サイン・特徴サイン・合算サイン・徴収希望サイン・世帯外扶養人数・異動事由・指定番号・特徴個人番号・変更前指定番号・変更前特徴個人番号・世帯番号・住所コード・カナ方書・カナ氏名・漢字氏名・方書・生年月日・続柄・性別・異動区分・異動年月日・事務所区分・生保サイン・生保年月日・夫有り・妻有り・配偶者コード・申告区分・受給者番号・非課税コード・特別障害者・普通障害者・高齢者・寡婦・寡夫・勤労学生・未成年・強制均課・夫有り・妻有り・徴収希望・控配コード・老人扶養(同居)・老人扶養(他)・特別障害者(同居)・特別障害者(他)・普通障害者・扶養人数・特定扶養・年少扶養・雑フラグ・雑損控除・医療控除・社会保険料控除・小企共済・損害保険料・損保長期支払・損保短期支払・所得税寄付金・生命保険料区分・製麺保険料・生命保険支払額・個人年金・住宅所得・配偶者特別控除・配偶者所得・寄付金(住民税)・控除額合計・源泉税額・外国税控除・所得税控除・給与収入額(給報分)・給与所得(給報分)・営業所得・農業所得・その他事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得(外国)・配当所得(私募一般)・配当所得(私募他)・給与収入・給与所得・特定支出・雑所得・総合譲渡短期・総合譲渡長期・一時所得・総譲渡特別控除・年金収入・年金所得・総所得金額・合計所得金額・総所得金額等・所得税額・所得税額入力値・分離土地事業雑(超短期)・分離土地事業雑(一般)・分離短期一般所得・分離短期軽減所得・分離長期一般所得・分離長期特定所得・分離長期居住所得・分離株式譲渡所得・臨時所得・変動所得・山林所得・退職所得・繰越純損失雑損失・分離繰越損失・特定株式譲渡損失・分離短期一般益・分離短期軽減益・分離長期一般益・分離長期特定益・分離長期居住益・免税所得・補正所得・上場株式・青白区分・配専・他専・専給・専従者給与・専従者控除・前職調査有無・就職年月日・還付控除計・土地等税額・分離短期税額・分離長期税額・株式譲渡税額・山林税額・前年徴収区分・前年申告区分・主資料・希望サイン・電話番号・先物繰越控除・特例居住損失・配当割額・株式譲渡割額・重複初回サイン・重複後更サイン・重複再出カサイン・住宅借入金サイン・住宅借入金控除見込み額・住宅借入金等控除額(市)・住宅借入金等控除額(都)・住宅借入金控除可能額・年金コード・前職有無・前記載の有無・寄付金ふるさと・寄付金赤十字・寄付金両・寄付金市・寄付金都・年金のみ・年金特徴義務者コード・前年源泉徴収(年金)・宛名結合リストサイン・内容リストサイン・住借見込額算出用退職所得・分離配当所得・分離配当繰越控除・居住開始年月日・住借見込額計算用所得税・国税連携判定スイッチ・国税連携利用者識別番号・国税連携局所番号・国税連携整理番号・保留サイン

30. 年金特徴ファイル
宛名番号・課税年度・履歴・年金区分・義務者・年金・税目・調定年度・課税年度・番号・課月・変月・異動事由・市所得割・都所得割・市均等割・都均等割・年金年税額・年金月割額・継続区分・収納区分

31～32. 現年資料リンクファイル、過年資料リンクファイル
INPUT番号・年度・申告者の個人番号、被扶養者の個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽自動車税関連項目】

軽自動車税業務としては、個人番号は保持しない。
宛名マスターを参照する。

【固定資産税関連項目】

1. 償却資産レコード

課税年度・義務者番号・義務者番号1・義務者番号2・履歴連番・調定年度・1種～合計・数量・取得価格・前年中減少取得価格・帳簿価格・評価額・決定価格・特例軽減額・特例帳簿価格・特例評価額・課税標準額・前年中増加取得価格・前年取得価格・調整額・課税標準額・減免コード・減免額・既課税額・年税額・差引年税額・更正決定事由・更正年月日・決定価格サイン・減額分(1種～合計)・減額分取得価格・減額分 帳簿価格・当初サイン・発行年月日・開始期・納期月・通知書番号・期割額・返戻情報・納期限・公示年月日・処理日

2. 賦課(土地・家屋)レコード

課税年度・宛名番号又は義務者番号・宛名番号又は義務者番号1・宛名番号又は義務者番号2・義務者番号・義務者番号1・義務者番号2・履歴No.・調定年度・宛名番号(納税管理人)・宛名番号1(納税管理人)・宛名番号2(納税管理人)・納税管理人区分・個人法人区分・免点区分・土地分・土地評価額・土地課税標準額・土地課税標準額(固定)・土地課税標準額(都計)・土地軽減税額・土地軽減税額(固定)・土地軽減税額(都計)・家屋分・家屋評価額・家屋課税標準額・家屋課税標準額(固定)・家屋課税標準額(都計)・家屋軽減税額・家屋軽減税額(固定)・家屋軽減税額(都計)・家屋減免税額・家屋減免税額(固定)・家屋減免税額(都計)・課税標準額・固定課税標準額合計・都計課税標準額合計・強制減免・強制減免(固定)・強制減免(都計)・税相当額・税相当額(固定)・税相当額(都計)・軽減免税額・軽減免税額(固定)・軽減免税額(都計)・差引税額・差引税額(固定)・差引税額(都計)・分割年税額・按分後税額・按分後税額(固定)・按分後税額(都計)・既課税額・年税額・長期営農分・徴収猶予課税標準額・徴収猶予課税標準額(固定)・徴収猶予課税標準額(都計)・徴収猶予税額・徴収猶予税額(固定)・徴収猶予税額(都計)・課税額・課税額(固定)・課税額(都計)・減免税額・減免税額(固定)・減免税額(都計)・家屋棟数(同一)・期割税額・徴収猶予期割税額・開始期・発行年月日・起案年月日・公示年月日・通知書番号・更正事由・更正回数・更正年月日・個人別集計・筆数・課税筆数・非課税筆数・地積・課税地積・非課税地積・課税評価額・非課税評価額・棟数・課税棟数・非課税棟数・床面積・課税床面積・非課税床面積・課税評価額・非課税評価額・木造分床面積・非木造分床面積・木造分課税標準額(固定)・木造分課税標準額(都計)・非木造分課税標準額(固定)・非木造分課税標準額(都計)・課税分床面積・課税分床面積(木造分)・課税分床面積(非木造)・非課税分床面積・非課税分床面積(木造分)・非課税分床面積(非木造分)・当初サイン・納期限月・追徴分調定年度・追徴分課税年度・期別・期別区分・期月・期別随時・随時月・納付書返戻納期限年月日・免点区分(共有分)・宛名義務者番号判定

3. 家屋課税レコード

年度・義務者番号・義務者番号1・義務者番号2・物件番号・物件番号(本番)・物件番号(物件)・物件番号(同一)・新・増区分コード・個人・法人区分コード・異動事由・異動年月日・増・減区分コード・増・減年月日・更新年月日・登録年月日・登記項目・登記義務者番号・登記義務者番号1・登記義務者番号2・表示登記・表示登記原因コード・表示登記年月日・表示原因年月日・権利登記・権利登記原因コード・権利登記年月日・権利原因年月日・建物番号・種類(用途)・種類1コード・種類2コード・種類3コード・構造・構造1コード・構造2コード・屋根コード・階層・階層(上)・階層(下)・最下階・敷地権種類コード・合分棟メモ・物件番号・メモ・登記床面積・登記1階床面積・登記1階以外床面積・登記床面積合計・符号・主・符区分コード・符号番号・所在地・所在地(町名コード)・所在地(地番)・所在地(枝番)・所在地(中番)・所在地(小番)・字名コード・その他所在地・その他所在地(地番)・その他所在地(枝番)・その他所在地(中番)・その他所在地(小番)・その他字名コード・総筆数・補充番号コード・家屋番号・家屋番号(町名コード)・家屋番号(本番)・家屋番号(枝番)・家屋番号(小番)・家屋番号(小々番)・課税情報・概調種類コード・評価種類コード・区分占有種類コード・種類(用途)・種類1コード・種類2コード・種類3コード・構造・主体構造コード・屋根コード・階層・階層(上)・階層(下)・工法コード・木造家屋総合損耗度コード・木造家屋総合損耗減点補正率・経年減点コード・経年減点補正率・建築年元号サイン・建築年月日・市街化調整区分コード・住居構成個数・義務者サイン・最下階・行政界サイン・標準家屋サイン・軽減・特例情報・軽減・特例コード・軽減対象床面積・軽減個数・軽減・特例期間・軽減開始年度・軽減終了年度・軽減合算評価番号・軽減合算評価番号1・軽減合算評価番号2・軽減合算評価番号3・軽減合算評価番号4・画地番号・区分番号・グループ・号棟・区分コード・上昇率・居住床面積・居住床面積不明サイン・㎡当たり再建築費評点数・減免情報・減免コード・計算サイン・減免期間・減免開始年度・減免終了年度・減免対象床面積・減免翌年フラグ・減免相当額固定・減免相当額都市・課税床面積・課税1階床面積・課税1階以外床面積・課税共用床面積・課税床面積合計・敷地権・敷地権種類・敷地権分子・敷地権分母・価格・課税標準額・課税標準額固定・課税標準額都市・軽減税額・軽減相当額固定・軽減相当額都市・税相当額・税相当額固定・税相当額都市・前回評価替年度・前年価格・評価番号・備考・担当者・軽減切れ情報・軽減コード・軽減開始年・軽減終了年

【税込納関連項目】

宛名番号・税目・義務者番号・調定年度・課税年度・整理番号・連番・期別・課税額・消込額・消込延滞金・納期限年月日・公金年月日・領収年月日・納付額・納付延滞金・納付回数・最終済通番号冊番・最終済通番号連番・還付額・還付加算金・還付延滞金・還付回数・充当入額・充当入延滞金・充当入回数・充当出額・充当出延滞金・充当出回数・納付書発行年月日・納付書公示年月日・督促状発行年月日・督促状公示年月日・催告書発行年月日・催告書公示年月日・照会文書発行年月日・請求書発行年月日・繰上徴収年月日・繰越納付額・繰越納付延滞金・確定延滞金・差押回数・参加差押回数・交付要求回数・納税誓約回数・納付委託回数・徴収猶予回数・換価猶予回数・延滞金免除回数・特普切替・引落不能・督促状停止・催告書停止・執行停止・執行停止年月日・不納欠損・新旧区分・更正年月日・更正理由・旧通知書番号・処理年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国税連携システムファイル

1. 課税対象者情報レコード

年度・宛名番号・カナ氏名・清音カナ氏名・氏名・生年月日・性別コード・世帯No_地区・世帯No_連番・続柄コード1・続柄コード2・続柄コード3・現住所・郵便番号・情報区分・電話番号・メモ・利用者識別番号・局番番号・整理番号・個人番号

2. 申告書情報レコード

年度・申告書ID・履歴ID・ファイルID・宛名番号・資料番号・データ区分・ファイル種別・送信先地方自治体コード・送信先判別コード・納税地住所コード・1月1日(賦課期日)地方自治体コード・申告区分・確定申告書区分・課税異動事由コード・取込区分・異動年月日・局番番号・整理番号・バッチ番号・受付番号・連絡データ作成年月日・団体確認用コード・台帳番号・受信日時・申告書の種類・税務署名・提出年月・納税地区分・郵便番号・住所・1月1日の住所(年)・1月1日の住所(住所)・カナ氏名・清音カナ氏名・氏名・性別・職業・屋号・雅号・世帯主の氏名・世帯主との続柄・生年月日・生年月日(西暦)・電話番号・青色区分・分離区分・損失区分・修正区分・特農の表示区分・地方収受分フラグ・個人番号・収入_営業等・収入_農業・収入_不動産・収入_利子・収入_配当・収入_給与・収入_雑:公的年金等・収入_雑:その他・収入_総合譲渡:短期・収入_総合譲渡:長期・収入_一時・所得_事業:営業等(特例表示)・所得_事業:営業等・所得_事業:農業(特例表示)・所得_事業:農業・所得_不動産(特例表示)・所得_不動産・所得_利子・所得_配当・所得_給与・所得_雑(特例表示)・所得_雑・所得_総合譲渡・一時・所得_合計・控除_雑損控除・控除_医療費控除・控除_社会保険料控除・控除_小規模企業共済等掛金控除・控除_生命保険料控除・控除_地震保険料控除・控除_寄附金控除・控除_寡婦・寡夫控除・控除_勤労学生・障害者控除・控除_配偶者控除・控除_配偶者特別控除・控除_扶養控除・控除_基礎控除・控除_合計・総合課税所得合計・税額計・配当控除・その他の税額控除(名称)・その他の税額控除(区分)・その他の税額控除(控除額)・住宅借入金等特別控除・政党等寄附金特別控除・住宅耐震改修特別控除区分・住宅特定改修特別税額控除区分・優良住宅控除区分・耐震特定優良区分・耐震特定優良控除額・電子証明書等特別控除・(免)表示・差引所得税額・災害減免額区分・外国税額控除区分・災害減免額・外国税額控除・源泉徴収税額・申告納税額・予定納税額・第3期分の税額納める税金・第3期分の税額還付される税金・配偶者の合計所得・専従者給与(控除)額の合計額・青色申告特別控除額・雑・一時の源泉徴収税額の合計額・未納付の源泉徴収税額・本年分で差し引く繰越損失額・平均課税対象金額・変動・臨時所得(区分)・変動・臨時所得(所得)・申告期限までに納付する金額・延納届出額・還付金の受取_金融機関名・還付金の受取_支店名・還付金の受取_金融機関コード・還付金の受取_支店コード・還付金の受取_預金種類・還付金の受取_口座番号・還付金の受取_郵便局名・還付金の受取_記号番号上5桁・還付金の受取_記号番号下8桁・税理士署名欄_税理士名・税理士署名欄_電話番号・税理士署名欄_書面提出第30条_税理士署名欄_書面提出第33条_合計所得金額・総所得金額等の合計額・寄附金控除_区分・住宅借入金等特別控除_区分・政党等寄附金等特別控除_区分・災害減免額・外国税額控除・所得_給与区分・控除_配偶者(特別)控除区分・控除_配偶者(特別)控除・再差引所得税額・復興特別所得税額・所得税及び復興特別所得税の額・配偶者個人番号・扶養者個人番号1・扶養者個人番号2・扶養者個人番号3・扶養者個人番号4・扶養者個人番号5・扶養者個人番号6・専従者個人番号1・専従者個人番号2・専従者個人番号3・専従者個人番号4・専従者個人番号5・専従者個人番号6・16歳未満個人番号1・16歳未満個人番号2・16歳未満個人番号3・16歳未満個人番号4・16歳未満個人番号5・16歳未満個人番号6

3. 配偶者・扶養者情報、専従者情報レコード

年度・申告書ID・ID・宛名番号(納税者)・配偶者・扶養者情報・宛名番号(被扶養者)・控除区分・扶養区分・同居老人フラグ・扶養障害区分・同居特別障害フラグ・納税者との続柄・個人番号(被扶養者)・専従者情報・宛名番号(専従者)・カナ氏名・従事月数・従事程度・営業従事フラグ1・営業従事月数1・営業所得1・営業従事フラグ2・営業従事月数2・営業所得2・農業従事フラグ・農業従事月数・農業所得・不動産従事フラグ・不動産従事月数・不動産従事月数・山林従事フラグ・山林従事月数・山林所得・更新者・更新日時・納税者との続柄・個人番号(専従者)

住民税給報連携システムファイル

1. 利用届出レコード

受付番号・XML連番・納税者ID・事業所名・郵便番号・住所・方書・データ区分・個人番号

2. 給報総括表レコード

受付番号・XML連番・給与支払年分・申告種別・宛先・提出年月日・整理番号・本支店等区別番号・指定番号・給与支払期間(自)・給与支払期間(至)・給与支払者カナ・給与支払者漢字・所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称・[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]フリガナ・[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]郵便番号・[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]所在地・給与支払者が法人である場合の代表者の氏名・[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]課・[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]係・[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]氏名・[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]電話番号・提出区分・事業種別・受給者総人員・報告人員・報告人員のうち退職者数・所存税務署名・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]区分・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]支店名・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]コード・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]支店コード・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]預金種別・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]口座番号・[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]所在地・関与税理士氏名・[関与税理士氏名]電話番号・納税者ID・課税番号個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 給報個人明細レコード

納税者ID・受付番号・XML連番・管理番号・課税番号・支払調書の種類・整理番号1・本支店等区分番号・提出義務者の住所又は所在地・提出義務者の氏名又は名称・提出義務者の電話番号・整理番号2・提出者の住所又は所在地・提出者の氏名又は名称・訂正表示・年分・支払を受ける者一住所又は居所・支払を受ける者一国外住居表示・支払を受ける者一氏名・支払を受ける者一役職名・種別・支払金額・未払金額・給与所得控除後の給与等の金額・所得控除の額の合計額・源泉徴収税額・未徴収税額・控除対象配偶者の有無等・老人控除対象配偶者・配偶者特別控除の額・扶養親族の数一特定一主・扶養親族の数一特定一従・扶養親族の数一老人一主・扶養親族の数一老人一上の内訳・扶養親族の数一老人一従・扶養親族の数一その他一主・扶養親族の数一その他一従・障害者の数一特別障害者(本人除く)・障害者の数一上の内訳・障害者の数一その他・社会保険料の金額・左の内訳・生命保険料の控除額・地震保険料の控除額・住宅借入金等特別控除の額・旧個人年金保険料の金額・配偶者の合計所得・旧長期損額保険料の金額・受給者の生年月日一元号・受給者の生年月日一年・受給者の生年月日一月・受給者の生年月日一日・夫あり・未成年者・乙欄適用・本人が一特別障害者・本人が一その他障害者・老年者・寡婦・寡夫・勤労学生・死亡退職・災害者・外国人・就退職区分・中途就・退職一年月日・他の支払者の住所又は所在地・他の支払者の国外住所表示・他の支払者の氏名又は名称・給与等の金額・徴収した金額・控除した社会保険料の金額・災害者に係る徴収猶予税額・他の支払者のもとを退職した年月日一年月日・住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一年月日・住宅借入金等特別控除適用数・住宅借入金等特別控除可能額・住宅借入金等特別控除区分(1回目)・住宅借入金等の額(1回目)・住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年月日・住宅借入金等特別控除適用数・住宅借入金等特別控除可能額・住宅借入金等特別控除区分(2回目)・住宅借入金等の額(2回目)・摘要・新生命保険料の金額・旧生命保険料の金額・介護医療保険料の金額・新個人年金保険料の金額・16歳未満扶養親族の数・普通徴収・青色専従者・条約免除・カナ氏名・受給者番号・提出先市町村コード・指定番号・個人番号

4. 税額通知レコード

指定番号・特徴個人番号・受給者番号・給与所得者住所(漢字住所)・給与所得者住所(カナ住所)・給与所得者名称(漢字氏名)・給与所得者名称(カナ氏名)・特別徴収税額(年税額)・月割額(6月)・月割額(7月)・月割額(8月)・月割額(9月)・月割額(10月)・月割額(11月)・月割額(12月)・月割額(1月)・月割額(2月)・月割額(3月)・月割額(4月)・月割額(5月)・提出先市町村コード・個人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課徴収情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税務システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2. 申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認（ダブルチェック）を行う。 3. 税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請等の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。 2. 申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認（ダブルチェック）を行う。 3. 税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。
その他の措置の内容	提出された申請書等が、添付資料も含めて間違いのない書類であるか確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。 2. 税情報の登録に関して、本人あるいは代理人から申請書等を受領し、窓口で受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 3. 税務システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他これに類する書類である。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性の確認を行う。 3. 転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、八王子市CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。 2. 税務システムでの個人番号入力時においては、誤入力を防止するための検査機能により確認する。 3. 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、八王子市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 4. 情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 2. 申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照会後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステムから取得する場合は、特定の権限者以外は利用できないような仕組みを構築する。 4. 税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他のリスク: 職員等へのリスクへの対策の周知不徹底に伴う事故 そのリスクに対する措置: 窓口対応マニュアルを整備し、職員への教育をより充実させることで、周知の不徹底に伴う事故を防ぐ。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1. 個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 2. 個人番号利用業務以外の業務から賦課徴収情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにする。	
その他の措置の内容	八王子市情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 2. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。	

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理 ①アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ②業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、各所属長が業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ③申請に対して、システムの管理者が確認の上、アクセス権限を付与する。 2. 失効管理 権限を有していた職員等の異動退職情報を確認し、異動退職があった際は、各所属長が当該IDの失効を申請する。その申請に基づき、システムの管理者は、速やかに失効処理を行う。 3. 運用管理 アクセス権限と業務の対応表については、運用の形態に合わせて見直しを実施する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 2. ユーザIDの管理が適切に行われているか、定期的に確認する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録する。) 2. 自動実行等による処理についても、実行の記録を残す。	
その他の措置の内容	ユーザID等について厳格に管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 2. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有及び八王子市での対策状況を確認し、必要があれば発生防止策を講じる。 3. 税務システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請するよう各所属長に通知する。 4. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 5. 個人情報に記載されている印刷物は、シュレッダー処理を行う。 6. 機密性3の情報を電子メールにより送信することを原則禁止とする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 2. 複製の持ち出しは、各所属長の許可が必要。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他のリスク: 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置: 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者の選定に際しては、委託内容に応じて、八王子市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理体制の体制が適切かどうかを適時確認する。 1. 個人情報保護に関する規定、体制の整備 2. 個人情報保護に関する人的安全管理措置 3. 従事者の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 4. 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 5. 利用者の認証、許可、操作ログの記録 6. 個人情報保護に関する物理的安全管理措置(施錠管理、入退室管理等) なお、確認の結果、水準に満たない業者とは委託契約を行わない。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 委託にかかる実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムにより作業内容及び作業内容の操作ログを記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において提供を禁止する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は各所属長の許可を必要とする。 2. 契約において、市が指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に書面で承諾を得ることとする。 3. 契約に基づき、個人情報の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において、提供した個人情報すべてについて消去義務を課し、書面にて確認する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時報告を求め調査を行う。 3. 返却時に本市から貸与した媒体等及び帳票作成用データ等の確認を送付票等の書類で行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止又は制限 ⑤目的外利用の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩加工した個人情報の提出義務 ⑪個人情報取り扱い状況の調査 ⑫個人情報取扱要領等の作成及び報告 ⑬調査及び定期報告	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1. 契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 2. 契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 3. 管理状況を定期的に点検する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
媒体等の運搬については、複数の人員で対応する。また、媒体等が直接目に見えないように積み、1名以上が運搬車両から離れないこと。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	宛名システム及び庁内連携システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転の要求があったかまで記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 また提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	
その他の措置の内容	1. 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に管理する。 2. 提供・移転に関する手続きの遵守を周知する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. データの提供・移転は、管理権限を付与された者のみが行う。 2. 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に管理する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	番号法等の法令で定められた相手に対し、提供・移転先に応じた項目のみを提供・移転できる仕組みをシステム上で構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他のリスク： 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置： 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減する。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。 2. 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存システムの原本と照合するためのデータを出力する機能を有する。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 3. 特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を八王子市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><八王子市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 申請書等について、入力及び照会後は、施錠できるキャビネットに保管する。 セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 バックアップ媒体の外部保管委託を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><八王子市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 セキュリティホールの緊急度に応じてセキュリティパッチを適用する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入するOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申請等がある都度、税務システムのデータベースを正確に更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3. USBメモリを使用して特定個人情報の提供・移転を行う場合、使用后、速やかにUSBメモリ内のデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他のリスク: 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置: 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。</p>		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 国税連携システムファイル (3) 住民税給報連携システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	確定申告書や給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等は、法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。 なお、国税連携データ受信システムは、国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市区町村に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	各課税資料の提出においては、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 また、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することをシステム上でも防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にする。また、定められた方法でシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元(国税庁・給与支払者等)が番号法第16条(本人確認の措置)の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、八王子市が当該入手元から入手する際は同条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	特定個人情報の入手元(国税庁・給与支払者等)が番号法第16条(本人確認の措置)の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、八王子市が当該入手元から入手する際は同条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 税務システムでは、提出された課税資料の情報等を入力し一元管理することにより、税務調査に活用し、納税者の申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。 2. 国税連携データ受信システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>国税連携データ受信システムから国税連携システムへのデータ取込及びeLTAXシステムから住民税給報連携システムへのデータ取込に関しては、ネットワーク接続がないため、USBメモリを使用する。 USBメモリは事前に登録された媒体のみを使用対象とし(登録外の媒体は接続制限により使用できない)、メモリの使用記録簿への記載と、使用後のデータ削除を徹底する。 なお、データ移行は担当者のみが行い、使用する端末を限定する。 その他、個人情報情報の取り扱いに関しては、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。</p>	
3. 特定個人情報情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	最終的な課税計算をする税務システムのうち、住民税課税に関するファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	最終的な課税計算をする税務システム以外には、データ提供は行っていない。 その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われない。
その他の措置の内容	八王子市情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 2. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理 ①システムの管理者は、業務に必要なアクセス権限のみ申請する。 ②申請に対して、システムの管理者が確認の上、アクセス権限を付与する。 2. 失効管理 権限を有していた職員等の異動退職があった際、システムの管理者は、速やかに失効処理を行う。 3. 運用管理 アクセス権限と業務の対応表については、運用の形態に合わせて見直しを実施する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ユーザIDの管理が適切に行われているか、定期的を確認する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. システムの操作ログ出力により、利用者や使用端末、使用時間等を記録する。 2. データ移行にUSBメモリを使用する際には、使用記録簿に使用時間を記載する。なお、使用後は媒体にデータを残さず削除する。 3. 情報を印刷し持ち出す場合、使用後に必ずシュレッダー等で破砕処理を行う。	
その他の措置の内容	ユーザID等について厳格に管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 担当のみならず、課員への情報セキュリティ教育及び研修を行う。 2. 他市町村や行政機関等において発生したセキュリティ事故等について、情報共有を行い、八王子市での発生防止に役立てている。 3. 国税連携システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消する。 4. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 5. 個人情報に記載された印刷物はシュレッダー処理を行う。 6. 機密性3の情報は電子メールでの送信を原則禁止とする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	データの移行は許可されたUSBメモリしか利用できない。USBメモリの使用記録や使用後のデータ削除を徹底する。また、USBメモリのウイルスチェックも行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者の選定に際しては、委託内容に応じて、八王子市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを適時確認する。 1. 個人情報保護に関する規定、体制の整備 2. 個人情報保護に関する人的安全管理措置 3. 従事者の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 4. 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 5. 利用者の認証、許可、操作ログの記録 6. 個人情報保護に関する物理的安全管理措置(施錠管理、入退室管理等) なお、確認の結果、水準に満たない業者とは委託契約を行わない。	
特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 委託にかかる実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムにより作業内容及び作業内容の操作ログを記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において提供を禁止する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は各所属長の許可を必要とする。 2. 契約において、市が指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に書面で承諾を得ることとする。 3. 契約に基づき、個人情報の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において、提供した個人情報すべてについて消去義務を課し、書面にて確認する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時報告を求め調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止又は制限 ⑤目的外利用の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩加工した個人情報の提出義務 ⑪個人情報取り扱い状況の調査 ⑫個人情報取扱要領等の作成及び報告 ⑬調査及び定期報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1. 契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 2. 契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 3. 管理状況を定期的に点検する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <八王子市における措置(国税連携システム)> 1. 取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 <八王子市における措置(住民税給報連携システム)> 1. 課内の指定端末にて一時保管するため、セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 2. 許可された担当のみが使用可能となる。 3. 税務システムへデータを送付した後は、データの削除を行い、該当端末にデータを残さない。 <ASP業者における措置> 1. ICカードによる入退室制御の実施 2. ICカード、指紋認証等による個人認証 3. 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 4. 作業記録、操作ログの取得と保管	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 1. コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 2. 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置している。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	八王子市に提出される申告書の原本について、地方税法等の規定により定められた保存期間を遵守する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携システム、国税連携データ受信システム、eTAXシステム及び住民税給報連携システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		1. 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、定期的に自己点検を実施する。 2. 運用状況の変更などによる各種マニュアルの見直しを定期的実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		八王子市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下の観点による内部監査を随時実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		1. 研修計画を立て、研修を実施する。 2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。 3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。 4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。 5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。 6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。

3. その他のリスク対策

個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして、次のとおり対策を講じる。

①磁気テープ保管先への移動における紛失リスク:

保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等に関するセキュリティ上の措置について、契約書に明記する。

②委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク:

特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
②請求方法	必要事項を記載した開示・訂正・利用停止に関する請求書を請求先に提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。写しを作成する場合はコピー代、郵送する場合は写しの送付に要する費用(コピー代、切手代など)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	「八王子市個人情報保護ファイル」を公表する。事務名は「個人市・都民税賦課事務」「土地の課税」「家屋の課税」「税務事務に係る照会回答事務」外6件である。
公表場所	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟1階 市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 電話番号 042-620-7218
②対応方法	問合せの内容及びその対応について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	八王子市市民参加条例に基づき、パブリックコメントによる意見の聴取を実施する。 パブリックコメントの実施に際しては、「広報はちおうじ」へ番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載するとともに、八王子市ホームページ、税務部税制課、各事務所、図書館、市政資料室において全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	平成26年12月1日(月)～平成27年1月5日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年2月12日(木)
②方法	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針の定める実施手続等に適合した評価手続が実施されており、その内容については評価の目的等に照らし妥当であると認められた。 ただし、地方公共団体情報システム機構が定める評価書記載例に沿って記載したものの、本市の状況にあてはめると適切ではない表現になっている箇所等、一部を修正すべきであるとの意見があったため、これに基づき評価書を修正した。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月27日	I 7. 評価実施機関における 担当部署②所属長	税制課長 内田 哲生、住民税課長 関谷 健 司、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。